

令和5年度 第6回農業委員会総会 (5. 8. 21)

開 会 午後3時 小平市役所 3階 庁議室

議 長～ ただいまから、令和5年度・第6回農業委員会を開催します。
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めていただくよう、
お願いいたします。
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ございませんか。

全 員～ 異議なし。

議 長～ 3番 川島委員、4番 金子委員にお願いします。

第1号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明の件

議 長～ 1番 申 請 者
2番 申 請 者
以上2件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局～ 1番及び2番につきましては、農地の相続人が相続税納税猶予の適用を受けるための
の適格者であることの証明発行の依頼によるものでございます。

1番

現地案内図は、1ページ及び2ページ、1番です。

3番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

3番川島委員～ 8月16日、6番清水委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、ブドウ、
ナシ、ブルーベリーが栽培されておりました。綺麗に管理されており、問題ござい
ません。

事 務 局～ 2番

現地案内図は、3ページ、2番です。

8番井上委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8番井上委員～ 8月16日、10番滝島委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、ナス、
サトイモ、トマト、ブルーベリー、カキ、ウメ、ポポーが作付けされておりました。
綺麗に管理されており、問題ございません。

議 長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、以上2件を適格者として証明することに決定いたします。

第2号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件

議長～ 3番 申請者
4番 申請者
5番 申請者
6番 申請者
7番 申請者
8番 申請者

以上6件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 3番から8番につきましては、相続税納税猶予に係る3年ごとの継続手続きのための証明発行の依頼によるものでございます。

3番
現地案内図は、4ページ、3番です。
8番井上委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8番井上委員～ 8月16日、10番滝島委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、ハナミズキ等の植木が栽培されていまして。綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 4番
現地案内図は、5ページ、4番です。
3番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

3番川島委員～ 8月16日、6番清水委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、クリ、ウメが植えられていまして。綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 5番
現地案内図は、6ページ、5番です。
3番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

3番川島委員～ 8月16日、6番清水委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、フキ、落花生、オクラ、アスパラガス、キュウリ、トマト、サツマイモ、ブルーベリーが栽培されていまして。しっかり管理されており、問題ございません。

事務局～ 6番
現地案内図は、7ページ、6番です。
8番井上委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8番井上委員～ 8月16日、10番滝島委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、カキ、ブルーベリーが栽培されていまして。綺麗に管理されており、問題ござい

ません。

事務局～ 7番

現地案内図は、8ページ、7番です。

8番井上委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8番井上委員～ 8月16日、10番滝島委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、カキ、ブルーベリー、トマト、サトイモ、トウモロコシが栽培されていました。綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 8番

現地案内図は、9ページ、8番です。

8番井上委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8番井上委員～ 8月16日、10番滝島委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、エダマメ、オクラ、クリが栽培されていました。綺麗に管理されており、問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上6件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

第3号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく申請の件

議長～ 9番 申請者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 9番につきましては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る農地の貸借のための事業計画審議の依頼によるものでございます。

9番

現地案内図は、10ページ、9番です。

調査の報告を3番川島委員からお願いいたします。

3番川島委員～ 8月16日、6番清水委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、今後、小麦を栽培する計画です。畑はしっかり管理されており、問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上1件につきまして、事業計画決定といたします。
以上が今月の議案でございます。
次に、7月11日から8月10日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたもの
について報告いたします。

専決処理規程による会長専決の報告について

第1号 農地転用のための届出の件 (法第4条)

議 長 ～ 10番 申 請 者
11番 申 請 者
12番 申 請 者
13番 申 請 者

以上4件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事 務 局 ～ 今回報告の法第4条の届出に關しまして、所有者への意思確認及び現地調査につ
きましては、事務局及び調査担当委員にて行っております。また、届出書の受付
にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつ
きましては、全て理由書を添付していただきました。

事 務 局 ～ 10番
現地案内図は、11ページ、10番です。
転用目的は共同住宅です。現況は更地でございます。

事 務 局 ～ 11番
現地案内図は、12ページ、11番です。
転用目的は専用住宅です。現況は宅地でございます。

事 務 局 ～ 12番
現地案内図は、13ページ、12番です。
転用目的は共同住宅です。現況は畑でございます。

事 務 局 ～ 13番
現地案内図は、14ページ、13番です。
転用目的は共同住宅です。現況は畑でございます。

以上4件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を7月25日及び8月
16日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長 ～ 何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う4条転用の報告を終わります。

第2号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)

議 長～

- 14番 譲受人
譲渡人
- 15番 譲受人
譲渡人
- 16番 譲受人
譲渡人
- 17番 譲受人
譲渡人

以上4件について、議案のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第5条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局及び調査担当委員にて行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、全て理由書を添付していただきました。

14番

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

15番

転用目的は資材置場で、権利の内容は所有権の移転です。現況は更地でございます。

16番

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は更地でございます。

17番

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

以上4件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を8月3日及び8月16日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長～ 何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う5条転用の報告を終わります。

生産緑地の取得あっせんについて

議 長 ～ 生産緑地の取得あっせんについて1件の通知がありましたので、事務局より報告いたします。

事 務 局 ～ 生産緑地の買い取り申し出が提出された事に伴い、生産緑地の取得あっせんの依頼通知がありましたので、報告いたします。

18番
現地案内図は、19ページ、18番です。

所有者及びあっせん期限は議案書記載のとおりです。
以上でございます。

議 長 ～ 以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。